

大阪青税選挙対策本部規約

第一章 総則

第1条（名称）

当本部は大阪青税選挙対策本部（以下「選対本部」という。）と称する。

第2条（本部）

選対本部の事務所は、大阪市内に置く。

第3条（目的）

選対本部は、近畿青年税理士連盟の目的である「納税者の権利を護り、租税制度の改善と税理士制度の発展を図る」ため、近畿税理士会の役員を推薦し必要な選挙活動を行うことを目的とする。

第4条（事業）

選対本部は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 近畿税理士会役員選挙に取り組むための事業
- 二 税理士制度の研究及び情報の提供を図るための事業
- 三 前各号のほか、選対本部の目的達成に必要な事業

第5条（会員）

近畿青年税理士連盟大阪支部に入会している会員は、原則としてその資格において会員となる。

- 2 第3条の目的に賛同する者は、幹事会の承認を得て会員となることができる。

第二章 役員及び執行機関

第一節 役員

第6条（役員）

選対本部には次の役員を置く。

- 一 本部長・・・・・・・・・・1名
- 二 副本部長・・・・・・・・・・若干名
- 三 幹事・・・・・・・・・・若干名
- 四 会計監事・・・・・・・・・・3名以内

第7条（本部長）

本部長は選対本部を代表し、会務を統括する。

第8条（副本部長）

副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は本部長が欠けたときは、本部長の職務を代行する。

第9条（幹事）

幹事は幹事会の構成員として、会務の執行に参画する。

第10条（会計監事）

会計監事は会計を監査し、総会に報告する。

- 2 会計監事は選対本部の他の役員を兼ねることができない。
- 3 会計監事は役員会及び幹事会に出席し、意見を述べることができる。ただし、表決に加わることはできない。

第二節 執行機関

第11条（役員会）

選対本部の役員会は、次の役員によって構成する。

- 一 本部長
 - 二 副本部長
 - 三 委員長
- 2 役員会は会務執行に関する重要事項を審議する。
 - 3 役員会は本部長が招集し、これを主宰する。

第12条（幹事会）

幹事会は次の役員によって構成する。

- 一 本部長
 - 二 副本部長
 - 三 幹事
- 2 幹事会は会務執行に関する重要事項を審議決定する。
 - 3 本規約に定めのない事項もしくは条文上疑義が生じた場合又は会務運営上重大な影響を及ぼす事項は幹事会の決するところによる。
 - 4 幹事会は本部長が招集し、これを主宰する。

第13条（委員会）

選対本部の事業の遂行を有効適正かつ迅速ならしめるため、次の委員会を置く。

- 一 総務委員会
 - 二 財務委員会
 - 三 組織委員会
 - 四 広報委員会
- 2 委員長は委員を招集、委員会を開催して、その議長となり、委員会を運営する。
 - 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

第14条（委員会の職務）

各委員会は、それぞれ次の職務を行う。

- 一 総務委員会は、選対本部の基本政策を企画立案すると共に各委員会の連絡調整を図る。
- 二 財務委員会は、選対本部の財政の確立と健全な運営を図る。
- 三 組織委員会は、選対本部の組織活動の統一強化を図る。
- 四 広報委員会は、情報の収集及び選挙広報誌の発行その他の広報活動を行う。

第15条（正副委員長及び委員の委嘱）

各委員会の委員長及び副委員長は幹事から、委員は会員から、それぞれ幹事会の議を経て本部長が委嘱する。

第三章 議決機関

第16条（総会）

総会は、定期総会及び臨時総会とする。

- 2 本部長は、毎年事業年度終了の日から3ヶ月以内に定期総会を招集する。
- 3 本部長が必要と認めたときは、臨時総会を招集することができる。
- 4 会員の10分の1以上の要求があったときは、本部長は1ヶ月以内に臨時総会を招集しなければならない。

第17条（総会の議長及び議事）

総会の議長は、その都度、総会において選任する。

- 2 総会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第18条（総会の決議事項）

総会は次に掲げる事項を決定する。

- 一 役員を選任
- 二 運動方針の採択
- 三 規約の改正
- 四 予算及び決算の承認
- 五 その他会務に関する重要事項

第四章 その他の機関

第19条（顧問及び相談役）

選対本部には、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は幹事会の承認を経て、本部長が委嘱する。

第五章 役員及び委員の任期

第20条（役員任期）

選対本部の役員任期は、就任後2回目の定期総会終了の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠選任による役員任期は、前任者の残任期間とする。

第21条（役員任期の特例）

前条の規定に関わらず、役員が次の各号に該当することとなったときは、当該役員任期は終了するものとする。

- 一 役員が会員の資格を失ったとき。
- 二 総会において解任の決議があったとき。

第22条（委員任期）

第20条及び前条の規定は、各委員会の委員について準用する。

第23条（任期満了後の委員職務）

任期が満了した委員は、新たに選任される委員が就任するまで、引き続きその職務を行う。

第六章 会計

第24条（経費）

選対本部の経費は、寄付金その他の収入をもって支弁する。

第25条（寄付金）

選対本部は、第3条の目的に賛同する者から寄付を受けることができる。

第26条（予算及び決算）

毎会計年度の予算及び決算は、総会の承認を受けなければならない。

第27条（会計年度）

選対本部の事業及び会計年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月31日に終わる。

第七章 支部

第28条（支部の区域）

選対本部は、近畿税理士会役員選挙規則第10条（理事の選挙区）の区域と同一の区域に支部を設置することができる。

第29条（支部の目的）

支部は第3条及び近畿青年税理士連盟の目的達成に資するため、選対本部の指導及び連絡を受け、会員の税理士制度に対する意識高揚を図り、組織活動を強化することを目的とする。

第 30 条（会員の支部所属）

選対本部の会員は、その者の選挙権又は被選挙権を有する区域に設けられた支部に所属する。

第 31 条（支部役員）

支部には、支部長その他支部規約に定める役員を置く。

第 32 条（支部規約）

支部は選対本部の承認を経て、支部規約を定めなければならない。

第 33 条（支部の報告義務）

支部は、次の各号の事項について、遅滞なく、選対本部に報告しなければならない。

- 一 支部役員に変更があったときは、変更後の役員の氏名
- 二 年間の収支報告
- 三 その他選対本部が必要と認める事項

- (附則)
- 1 この規約は、平成 19 年 6 月 23 日の設立総会の日より発効する。
 - 2 第二章、第三章及び第四章の各機関の会議は、通常の会議方法に替えてWEB会議やテレビ会議などのオンラインシステムで開催することができる。
 - 3 第 6 条及び附則 2 の規約は令和 2 年 9 月 5 日の総会の日より発効する。
 - 4 第 6 条の 2 の規約は令和 4 年 7 月 31 日の総会決議により削除する。
 - 2 副本部長若干名のうち、一人は第 18 条 1 号（総会決議事項）に関わらず、その時の近畿青年税理士連盟大阪支部長がその任に当たる。